

第4次寝屋川市地域福祉計画に位置付ける事業一覧

令和5年度

令和6年度

No.	施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	事業区分	取組内容	進捗管理を行う計画
1	1. 地域福祉のセーフティネットの拡充 (1) セーフティネットの拡充	社会福祉協議会	“地域福祉のプラットフォーム”としての機能の充実	校区福祉委員会において、地域の福祉課題、解決策等について話し合いを行うとともに、24の校区福祉委員長が、地域の福祉活動についての定例会議、各種研修会等を行う。	校区福祉委員長協議会を開催し、小地域ネットワーク活動の課題検討など全市の課題への検討を行いました。24の校区福祉委員会において定例会や研修会を開催し、地域特性に応じた福祉活動の推進や課題検討を行った。		校区福祉委員会において、地域の福祉課題、解決策等について話し合いを行うとともに、24の校区福祉委員長が、地域の福祉活動についての定例会議、各種研修会等を行う。	
2		社会福祉協議会	校区福祉委員会による福祉のまちづくり活動の支援	・地域の状況に応じた主体的な福祉のまちづくり活動を支援する。 ・校区担当職員をコミュニティセンターエリアごとに配置し、校区福祉委員会を中心にコミュニティワークを実践する。	6人の校区担当職員が、コミュニティワーク（校区福祉委員会への出席や活動の場へのアウトリーチを通じた活動者への支援、小地域ネットワーク活動の課題検討等）に取り組んだ。		・地域の状況に応じた主体的な福祉のまちづくり活動を支援する。 ・校区担当職員をコミュニティセンターエリアごとに配置し、校区福祉委員会を中心にコミュニティワークを実践する。	
3		高齢介護室	高齢者の居場所づくり	住民主体の介護予防の場が継続して実施されるよう、元気アップ体操サポーターの養成、活動支援を行うとともに、地域包括支援センターを中心として、専門職による地域の自主的な活動の側面的支援を行う。	住民主体の介護予防の場が継続して実施されるよう、元気アップ体操サポーターの養成及び活動支援を実施した。また、地域包括支援センターや地域支え合い推進員と連携しながら、地域団体の活動支援を行った。		介護予防に効果的である社会参加の促進を図るため、多様な機関の参画による高齢者の通いの場を調整するため、地域支え合い推進員や地域包括支援センターを中心とした専門職が、居場所の創出や調整を行う。	高齢者保健福祉計画
4		高齢介護室	高齢者見守りネットワーク、認知症総合支援事業	福祉事業所だけでなく、配食事業者や配達業者などの民間企業等とも連携し、見守りネットワーク体制を引き続き構築する。また、見守りネットワークへの参加事業者を増やしていき、見守りネットワーク体制の拡充を図る。	配食事業者やスーパーマーケット事業者とも高齢者の見守りに関する連携協定を締結し、見守り体制を拡充した。また、各郵便局長向けに見守りネットワークについて説明を行い、見守り体制の強化を図った。		福祉事業所だけでなく、配食事業者や配達業者などの民間企業等とも連携し、見守りネットワーク体制を引き続き構築する。また、見守りネットワークへの参加事業者を増やしていき、見守りネットワーク体制の拡充を図る。	高齢者保健福祉計画
5		子育てリフレッシュ館	子育て総合支援拠点 子育てリフレッシュ館の運営	子どもの遊びスペース、一時預かり、講座等の利用を促進し、保護者のリフレッシュ等を図ることを通じて、子育てに係る不安感や負担感の軽減を図る。	令和5年度利用者数実績（令和6年度1月末現在） 遊びスペース 29,161人 一時預かり 1,670人 講座・イベント 1,567人	○継続	子どもの遊びスペース、一時預かり、講座等の利用を促進し、保護者のリフレッシュ等を図ると共に子育てコンシェルジュや子育て応援サポーターの子育て相談等も活用していただくことで、子育てに係る不安感や負担感の軽減を図る。 また、寝屋川市に転入した子育て世代の方に対し、情報提供や参加者同士の交流を目的としたイベントやバスツアーを実施し、各利用者に必要な支援につなげる。	
6		社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカーの配置促進	各コミュニティセンターエリアにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、まちかど福祉相談員や生活支援コーディネーターと連携しながら、制度の狭間の問題への対応や地域での支え合い活動の仕組みづくりを支援する。	6人のコミュニティソーシャルワーカー（校区担当職員兼任）が、まちかど福祉相談所へのアウトリーチなど、個別ケース総合相談対応および地域支援に取り組んだ。		各コミュニティセンターエリアにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、まちかど福祉相談員や生活支援コーディネーターと連携しながら、制度の狭間の問題への対応や地域での支え合い活動の仕組みづくりを支援する。	
7		子育て支援課	産後ケア事業の実施	医療機関などに宿泊する宿泊（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を実施するとともに、令和4年度から新たに居宅訪問（アウトリーチ）型を開始。また、利用者の経済負担の軽減を図るため、非課税世帯などの利用料の軽減を行う。	【ショートステイ】実施人数 29人 泊数 86泊 【デイサービス】実施人数 8人 利用日 11日 【アウトリーチ】実施人数 122人 利用件数 212人 ※令和5年12月末日現在		医療機関などに宿泊する宿泊（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を実施するとともに、令和4年度から新たに居宅訪問（アウトリーチ）型を開始。また、利用者の経済負担の軽減を図るため、非課税世帯などの利用料の軽減を行う。	第2期子ども・子育て支援事業計画
8		市民活動振興室	地域協働協議会による福祉に関する地域課題の把握	福祉に関する取組その他各種取組を各地域協働協議会に情報共有することで、各小学校区の地域課題を把握するとともに、地域協働協議会が行う取組を支援する。	地域協働協議会関係者会議において、各地域で異なる福祉の課題に努め、交付金を活用した各協議会の福祉に関する取組を支援した。		福祉に関する取組その他各種取組を各地域協働協議会に情報共有することで、各小学校区の地域課題を把握するとともに、地域協働協議会が行う取組を支援する。	
9		高齢介護室	地域支え合い推進事業の実施	介護予防・生活支援サービス事業における担い手の養成を継続して行うとともに、地域支え合い推進員を配置し、地域住民だけでなく、事業者との連携も図りながら、多様な主体による生活支援体制を整備する。	第1層、2層地域支え合い推進員を配置した。地域包括支援センターや事業所等の関係機関と連携し、住民主体の通いの場の新規開発と継続支援、買い物支援等の整備の検討を行った。		介護予防・生活支援サービス事業における担い手の養成を継続して行うとともに、地域支え合い推進員を配置し、地域住民だけでなく、事業者との連携も図りながら、多様な主体による生活支援体制を整備する。	高齢者保健福祉計画
10		社会福祉協議会	地域での見守り・声かけなどによるニーズの把握	校区福祉委員会を中心とする見守り活動を支援するため、企業、事業所等と連携した見守り活動の実施に向けた支援を行う。	校区福祉委員会の声かけ見守り活動を基盤として、各校区福祉委員会のリーダーと見守り活動の今後について検討した。一部の地域では、地域包括支援センターとともに、見守り協力員の仕組みづくりを行った。（見守りサポーター制度）		校区福祉委員会を中心とする見守り活動を支援するため、企業、事業所等と連携した見守り活動の実施に向けた支援を行う。	
11		高齢介護室	地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）の運営	各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を一体的に実施する。	各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を一体的に実施した。		各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を一体的に実施する。	高齢者保健福祉計画
12		保育課	保育コンシェルジュの配置	保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置する。	保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置した。		保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
13		社会福祉協議会	包括的な相談事業	今後ますます複雑化、複合化していく福祉課題に対応するため、包括的な相談窓口の設置等を進めていく。	コミュニティソーシャルワーカーおよび校区福祉委員会と協働実施のまちかど福祉相談所において、制度のはざまに陥っている世帯に対しての相談対応や伴走型支援に取り組んだ。令和5年度、新たにまちかど福祉相談所を1か所立ち上げた。		今後ますます複雑化、複合化していく福祉課題に対応するため、包括的な相談窓口の設置等を進めていく。	
14		社会福祉協議会	まちかど福祉相談所の実施	地域で気軽に相談できる窓口として設置した、まちかど福祉相談所（市内17か所）の取組を進める。また、校区の状況に応じて、相談所の増設、出張まちかど福祉相談所の取組を進める。	まちかど福祉相談所を校区福祉委員会と協働で取組んだ。一部校区においては、地域の公民館でサロン形式のまちかど福祉相談所を新規立ち上げ、また地域包括支援センターや商店街と連携した出張まちかど福祉相談所に取り組んだ。		地域で気軽に相談できる窓口として設置した、まちかど福祉相談所（市内18か所）の取組を進める。また、校区の状況に応じて、相談所の増設、出張まちかど福祉相談所の取組を進める。	
14-2		福祉総務課	重層的支援体制整備事業への移行準備事業 多機関協働の取組			◎新規	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉協議会に多機関協働マネージャーを配置し、課題整理や解きほぐしを行い支援プラン案を作成する。	
14-3		福祉総務課	重層的支援体制整備事業への移行準備事業 庁内連携会議の設置			◎新規	庁内関係課を集めた会議体を設置し、庁内における窓口の対応方法や重層担当者の配置等の取組について検討及び決定を行う。	
15		高齢介護室	老人クラブ連合会への活動支援	地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付する。	地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付した。		地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付する。	高齢者保健福祉計画

No.	施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	事業区分	取組内容	進捗管理を行う計画
16	1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (1) セーフティネットの拡充	障害福祉課	基幹相談支援センター	障害者やその家族のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行う。	障害者やその家族のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行った。		障害者やその家族のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行う。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
17		社会福祉協議会	緊急時安否確認（かぎ預かり）事業の実施	ひとり暮らし高齢者調査や緊急時安否確認に関する状況把握調査、また福祉事業所や民間事業所等との連携について検討や調整を行い、緊急時だけでなく日頃からの見守り活動の充実・強化を図る。	利用者数916人、新規申込み117人、死亡等による解約69件に取り組んだ。 ※3/5現在 緊急時安否確認に関する状況把握調査（平成26年度から令和3年度：8年間分）をまとめ、校区福祉委員とともに見守り活動の課題検討を行った。		ひとり暮らし高齢者調査や緊急時安否確認に関する状況把握調査、また福祉事業所や民間事業所等との連携について検討や調整を行い、緊急時だけでなく日頃からの見守り活動の充実・強化を図る。	
18		社会福祉協議会	見守りネットワークの充実	単身高齢者、要介護高齢者世帯、引きこもりがちな人などを対象に、体調の変化、福祉課題に早期に気づけるよう、関係機関、民間事業所等と連携し、安否確認の仕組みづくりや見守りネットワークづくりを推進する。	緊急時の対応など、コミュニティソーシャルワーカーや校区福祉委員が把握した見守り活動の課題について、定期的に校区福祉委員と課題共有、解決策の検討を行い、関係機関や民間事業所との連携のあり方など話し合った。（小地域ネットワーク推進委員会の開催）		単身高齢者、要介護高齢者世帯、引きこもりがちな人などを対象に、体調の変化、福祉課題に早期に気づけるよう、関係機関、民間事業所等と連携し、安否確認の仕組みづくりや見守りネットワークづくりを推進する。	
19		教育指導課	子どもサポート会議の開催	子どもを取り巻く諸問題の解決に向け、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントを行い、具体的対応プログラムを構築する。また、そのプログラムを学校に還元し、今後の学校力向上に取り組む。	6月、9月、11月、2月の計4回実施し、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントやプランニングを行い、学校に還元することで学校力向上に取り組んだ。		子どもを取り巻く諸問題の解決に向け、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントを行い、具体的対応プログラムを構築する。また、そのプログラムを学校に還元し、今後の学校力向上に取り組む。	
20		子どもを守る課	子ども家庭総合支援拠点事業の実施	児童虐待等の未然防止、早期対策を図るため、子ども関係施策担当課の実務的な連携を強化するため、関係課会議及び実務者会議を開催し、僅かな兆しを見逃さず、情報共有を図る。	児童虐待等の未然防止、早期対策を図るため、子ども関係施策担当課の実務的な連携を強化するため、関係課会議及び実務者会議を開催し、僅かな兆しを見逃さず、情報共有を図った。	○継続	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行い、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく、漏れなく対応・支援することを目指す。	第2期子ども・子育て支援事業計画
21		子育て支援課	子ども家庭センター設置による母子保健、児童福祉との一体的な支援	妊娠届出の際に助産師等による面談を行い、フォローアップを実施。妊娠前から子育て期まで、ポピュレーションの充実により幅広い層の相談・支援の充実を図る。	妊娠届出数（面談実施数）1,256件 母乳相談実施数 161件 ※令和6年2月末日	○継続	妊娠届出の際に助産師等による面談を行い、フォローアップを実施。妊娠前から子育て期まで、ポピュレーションの充実により幅広い層の相談・支援の充実を図るとともに、子ども家庭センターにおける母子保健担当として、妊産婦、乳幼児、父親を含む家庭全体についての情報を一元的に集約、蓄積することにより、児童福祉担当と一体となってより効果的な支援を行う。	第2期子ども・子育て支援事業計画
21-2		子どもを守る課	ヤングケアラー支援事業			◎新規	・ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐ方策を検討するため、支援者等を対象とした実態調査を実施するとともに、適切な支援につなげるための体制を整備する。 ・ヤングケアラーの置かれた状況の解決を図るため、子どもの世話、高齢の家族や障害のある家族への介護等といった生活の援助について訪問支援員を派遣する。	
22		障害福祉課	自立支援協議会等の開催	保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関等が相互に連絡・連携し地域の実情に応じた体制の整備に向けた協議を行う。	保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関等が相互に連絡・連携し地域の実情に応じた体制の整備に向けた協議を行った。		保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関等が相互に連絡・連携し地域の実情に応じた体制の整備に向けた協議を行う。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
23		社会福祉協議会	小地域ネットワーク活動の推進	コロナ禍でより深刻になりつつある住民の孤立化を防ぐため、校区福祉委員会が中心となり、地域における“つなぐ、つながる”場づくり及び助け合いの仕組みづくりを基本とした小地域ネットワーク活動を進める。	各校区の小地域ネットワーク活動への支援や研修会の開催のほか、校区福祉委員長協議会を6回、校区ボランティア部会長会を6回開催し、担い手育成の課題など小地域ネットワーク活動の課題共有、解決策の検討を行った。	○継続	担い手育成など小地域ネットワーク活動の諸課題を検討し、校区福祉委員会を中心となり、地域における“つなぐ、つながる”場づくり及び助け合いの仕組みづくりを基本とした小地域ネットワーク活動を進める。	
24		高齢介護室	地域ケア会議の開催	地域ケア会議（市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型・自立支援型）を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を行う。	各地域での地域ケア会議（課題解決型・ネットワーク型・自立支援型）では、高齢者の課題解決、地域資源のネットワークづくりを目的に会議を実施した。圏域地域ケア会議では各圏域における課題を抽出した。市地域ケア会議では圏域で抽出された課題解決に向けて意見交換を行った。		地域ケア会議（市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型・自立支援型）を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を行う。	高齢者保健福祉計画
25		社会福祉協議会	地域の資源をいかした活動拠点の充実	社会福祉協議会及び校区福祉委員会が地域福祉活動で使用する、まちかど福祉相談所等の施設等の確保、その充実に向けた取組を進める。	まちかど福祉相談所やサロン活動に活用する施設等の確保に取り組んだ。一部校区において、地域の公民館で新たにサロン形式のまちかど福祉相談所の立ち上げ、地域包括支援センターでの出張相談の開催、居宅介護支援事業所内フリースペースにおける多世代共生サロン等に取り組んだ。		社会福祉協議会及び校区福祉委員会が地域福祉活動で使用する、まちかど福祉相談所等の施設等の確保、その充実に向けた取組を進める。	
26		市民活動振興室	地域協働協議会の活動に対する支援	地域協働基礎交付金による地域協働協議会の活動支援を行うとともに、地域の実情に応じ、課題解決に取り組むことができるよう、事業メニューの更なる充実を図る。また、市と地域協働協議会との連携強化を図るため、地域協働協議会関係者会議を通じて情報共有を行うとともに、担い手の負担軽減に向けた事業等の見直しを支援する。	地域協働基礎交付金による活動支援を行うとともに、地域協働協議会関係者会議を通じて情報共有を行うなど、市と地域協働協議会との更なる連携強化を図った。また、事業メニューを提供し、地域協働協議会の活動を促進するとともに、地区社団との統合による担い手の負担軽減等を支援した。		地域協働基礎交付金による地域協働協議会の活動支援を行うとともに、地域の実情に応じ、課題解決に取り組むことができるよう、事業メニューの更なる充実を図る。また、市と地域協働協議会との連携強化を図るため、地域協働協議会関係者会議を通じて情報共有を行うとともに、担い手の負担軽減に向けた事業等の見直しを支援する。	第六次寝屋川市総合計画
27		障害福祉課	地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点システムの整備として親亡き後を見据えた「緊急時居室確保事業」及び「体験宿泊プログラム事業」を行う。	地域生活支援拠点システムの整備として親亡き後を見据えた「緊急時居室確保事業」及び「体験宿泊プログラム事業」を行った。		地域生活支援拠点システムの整備として親亡き後を見据えた「緊急時居室確保事業」及び「体験宿泊プログラム事業」を行う。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
28		子育て支援課	有償による支えあい活動の推進（子育て応援リーダー）	・乳幼児健康診査会場での情報提供、保育所の送迎の同行支援など、各種子育て支援事業の支援を行う。 ・子育て応援リーダーの資質向上を図るため、研修会等を実施する。	子育て応援リーダー 令和5年度活動実績（令和6年1月末現在） 活動回数 897回 養成講習会 参加者 18人 新規登録者数 18人 スキルアップ研修会 参加者 15人（予定）		・乳幼児健康診査会場での情報提供、保育所の送迎の同行支援など、各種子育て支援事業の支援を行う。 ・子育て応援リーダーの資質向上を図るため、研修会等を実施する。	
29	1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (2) 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実	子どもを守る課	子ども食堂支援事業の実施	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援する。	・市内13団体の子ども食堂へ補助金を交付した。		子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援する。	第2期子ども・子育て支援事業計画
30		保護課	就労支援事業の推進	就労による自立を図るため、市立池の里市民交流センター内のハローワーク「就労支援ねやがわ」を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行う。	自立相談支援からハローワーク「就労支援ねやがわ」を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行った。 就労支援対象者：98件、一般就労開始件数38件、就労収入増加件数5件		就労による自立を図るため、市立池の里市民交流センター内のハローワーク「就労支援ねやがわ」を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行う。	
31		障害福祉課	就労支援事業の推進	・障害者の市庁舎内実習について、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを目指す。 ・雇用啓発イベント（就職者等による実践報告会、企業面接会）の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図る。	・障害者の市庁舎内実習について、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを推進した。 ・雇用啓発イベント（就職者等による実践報告会、企業面接会）の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図った。		・障害者の市庁舎内実習について、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを目指す。 ・雇用啓発イベント（就職者等による実践報告会、企業面接会）の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図る。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）

No.	施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	事業区分	取組内容	進捗管理を行う計画
32	1. 地域福祉のセーフティネットの拡充 (2) 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実	保護課	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施	生活困窮者の自立を図るため、自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施する。	生活困窮者の自立を図るため、自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施した。 自立相談支援件数：523件、就労準備支援者数：8人、一時生活者支援者数：8人、家計改善支援事業参加者数：5人、住居確保給付金支給件数：延べ78件、子どもの学習支援年間実施回数：小学生5～6年生分26回、中学1～3年生 年85回		生活困窮者の自立を図るため、自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施する。	
33		社会福祉協議会	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施	地域における生活困窮者からの相談内容に基づき、支援調整会議を通じて個別支援計画を策定する。また、大阪弁護士会等関係機関と連携して自立に向けた支援を行う。	生活困窮者自立支援事業における相談対応や就労支援、就労準備支援については、相談者との信頼関係構築の上、寄り添う支援を実施した。		地域における生活困窮者からの相談内容に基づき、支援調整会議を通じて個別支援計画を策定する。また、大阪弁護士会等関係機関と連携して自立に向けた支援を行う。	
34		社会福祉協議会	生活福祉資金制度の実施	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を行う。	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を行った。		低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を行う。	
35		保護課	生活保護適正化事業の実施	市民から提供された援助が必要な世帯の情報、不正受給などの情報に基づき、市として必要な対応を行うとともに、悪質な不正受給に対しては警察と連携して刑事告訴を行うなど、生活保護の適正化を推進する。	市民から提供された援助が必要な世帯の情報、不正受給などの情報に基づき、市として必要な対応を行うとともに、悪質な不正受給に対しては警察と連携して刑事告訴を行うなど、生活保護の適正化を推進した。 R5年度実績 (R6.2月末) 受付件数：42件 不正件数：2件 不正受給額：0円		市民から提供された援助が必要な世帯の情報、不正受給などの情報に基づき、市として必要な対応を行うとともに、悪質な不正受給に対しては警察と連携して刑事告訴を行うなど、生活保護の適正化を推進する。	
36		保健予防課	精神保健福祉相談	ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施する。	ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施した。 ・ひきこもりに関する相談実数(2月末現在)：73件 相談訪問延件数(2月末現在)：775件 ・ひきこもり家族交流会：4回 延参加者数：32人 ・ひきこもり家族教室(2月末現在)：2回 延参加者数：80人(見込)		ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施する。	
37		子どもを守る課	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等の自立に向けた就業支援や、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めや確保などに関する相談体制を整備するなど、母子家庭の母等への就業及び自立支援を総合的に行うことを目的とする。	母子家庭の母等の自立に向けた就業支援や、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めや確保などに関する相談体制を整備するなど、母子家庭の母等への就業及び自立支援を総合的に行った。		母子家庭の母等の自立に向けた就業支援や、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めや確保などに関する相談体制を整備するなど、母子家庭の母等への就業及び自立支援を総合的に行うことを目的とする。	
38		保護課 教育指導課	生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援の実施	小中学校休業日等学習支援事業等、教育委員会と連携を図りながら、生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施する。	児童生徒支援人材を中心に当該家庭と連絡をとり、必要に応じて家庭訪問をしたりするなど、登校に対しての支援を行った。また、家庭環境が厳しく、学習する意欲が乏しい児童生徒に対しても、その子の実態に応じて必要な学習を支援した。	○継続	引き続き、関係機関と情報を共有し、必要に応じて各家庭及び児童生徒に対して登校支援や学習支援等を行う。	
39		保護課	生活困窮者自立支援事業庁内会議の実施	生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、庁内会議を開催し、これまでの相談実績、取組内容等について情報共有を行うとともに、支援体制を構築するためのプラットフォーム整備を推進し、支援方法等の検討を行う。	生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、庁内会議を開催し、これまでの相談実績、取組内容等について情報共有を行うとともに、支援体制を構築するためのプラットフォーム整備を推進し、支援方法等の検討を行った。 会議開催回数：1回		生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、庁内会議を開催し、これまでの相談実績、取組内容等について情報共有を行うとともに、支援体制を構築するためのプラットフォーム整備を推進し、支援方法等の検討を行う。	
41	1. 地域福祉のセーフティネットの拡充 (3) 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実	防災課	避難行動要支援者名簿による迅速かつ的確な安否確認が行える仕組みの構築	避難行動要支援者名簿を活用した迅速な安否確認が行えるよう名簿を適宜更新するとともに、マニュアルを活用し、避難支援の充実を進める。	更新した避難行動要支援者名簿を地域協働協議会、民生委員児童委員協議会に提供し、要支援者に対する避難支援を図った。また、寝屋川市避難行動要支援者名簿取扱要領の対象者への送付資料（「避難行動要支援者名簿」登録のご案内、情報提供同意書）にフロー図を加える等、内容を簡潔にし、要支援者がよりわかりやすい内容に更新した。		避難行動要支援者名簿を活用した迅速な安否確認が行えるよう名簿を適宜更新するとともに、マニュアルを活用し、避難支援の充実を進める。	
42		高齢介護室	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり	高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯、重度（身体1・2級、療育A、精神1級）障害者等に救急医療情報キットを配布する。	高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯、重度（身体1・2級、療育A、精神1級）障害者等に救急医療情報キットを配布した。		高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯、重度（身体1・2級、療育A、精神1級）障害者等に救急医療情報キットを配布する。	高齢者保健福祉計画
43		社会福祉協議会	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり	緊急対応を含めた地域の見守り体制の充実を図るため、行政、福祉施設、民間事業者等との連携について検討し、ひとり暮らし高齢者、認知症のある介護世帯などの異変の発見や相談連絡体制の充実・強化を図る。	コミュニティソーシャルワーカー連絡会を年12回開催し、見守り対象者の拡充や、見守り協力員の増加、ICTツールを活用した新たな見守り活動のあり方の検討に取り組んでいる。 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業模擬訓練を行い、校区福祉委員会や寝屋川警察、福祉施設と緊急時の対応について検討を行った。（5校区で実施）		緊急対応を含めた地域の見守り体制の充実を図るため、行政、福祉施設、民間事業者等との連携について検討し、ひとり暮らし高齢者、認知症のある介護世帯などの異変の発見や相談連絡体制の充実・強化を図る。	
43-2		社会福祉協議会	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり	災害時要配慮者を含めた地域住民同士や、災害時要配慮者を支える支援者が身近な地域で支え合える体制の充実を図るため、「災害時に備えた地域丸ごと座談会」を実施する。	民生委員児童委員協議会、障害者団体協議会、障害児者福祉施設協議会との共催のもと、6つの校区福祉委員会とモデル実施に取り組んだ。		災害時要配慮者を含めた地域住民同士や、災害時要配慮者を支える支援者が身近な地域で支え合える体制の充実を図るため、「災害時に備えた地域丸ごと座談会」を実施する。	
44		高齢介護室	災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり	市内特別養護老人ホーム、市内障害者施設と福祉避難所の協定を締結する。引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。	引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備した。		市内特別養護老人ホーム、市内障害者施設と福祉避難所の協定を締結する。引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。	高齢者保健福祉計画
45	2. 権利擁護の推進 (1) 虐待やDV防止に向けた取組の推進	人権・男女共同参画課	男女共同参画の意識啓発と社会参画の促進	男女共同参画推進センターにおいて、DVに関する講座などの啓発事業を実施し、意識啓発の促進を図る。	男女共同参画推進センターにおいて、DVに関する展示や市民セミナーを開催し、啓発を図った。		男女共同参画推進センターにおいて、DVに関する講座などの啓発事業を実施し、意識啓発の促進を図る。	第5期男女共同参画プラン
46		人権・男女共同参画課	DV被害者支援体制の充実	DV被害者支援連絡会議による関係課や関係機関との連携及び情報共有により、個々の事案に応じたDV被害者の支援に取り組む。	DV被害者支援連絡会議において、関係課や関係機関との情報共有だけでなく、研修を実施して支援に関する知識を深めた。		DV被害者支援連絡会議による関係課や関係機関との連携及び情報共有により、個々の事案に応じたDV被害者の支援に取り組む。	第5期男女共同参画プラン
47		監察課	子どもへの暴力防止プログラムの実施	子どもが主体的に暴力（いじめ、虐待、誘拐、性的暴力等）に対応し、自らの力で防止するための実践的な教育プログラム「CAP」を市立小学校3年生・6年生全員を対象に実施する（6年生はいじめ防止に特化した「いじめ防止プログラム」を実施）。	子どもが主体的に暴力（いじめ、虐待、誘拐、性的暴力等）に対応し、自らの力で防止するための実践的な教育プログラム「CAP」を市立小学校3年生・6年生全員を対象に実施した（6年生はいじめ防止に特化した「いじめ防止プログラム」を実施）。 【実施クラス数及び人数】 ・小学3年生 54クラス、1,528人 ・小学6年生 59クラス、1,621人		子どもが主体的に暴力（いじめ、虐待、誘拐、性的暴力等）に対応し、自らの力で防止するための実践的な教育プログラム「CAP」を市立小学校3年生・6年生全員を対象に実施する（6年生はいじめ防止に特化した「いじめ防止プログラム」を実施）。	

No.	施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	事業区分	取組内容	進捗管理を行う計画
48	2 権利擁護の推進 (1) 虐待やDV防止に向けた取組の推進	こどもを守る課	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	・相談業務の実施：子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を行ない、児童の福祉の向上を図る。 ・要保護児童対策地域協議会の運営：児童虐待の防止等のため、関係機関等と意見・情報の交換及び支援内容の協議を行い連携強化を図るとともに、市内4駅での街頭啓発や関係機関等の職員への研修を実施する。協議について専門的見地から助言・指導を受けるため、スーパーバイザーを配置している。	・相談業務の実施：子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を行い、児童の福祉の向上を図った。 ・要保護児童対策地域協議会の運営：児童虐待の防止等のため、関係機関等と意見・情報の交換及び支援内容の協議を行い連携強化を図るとともに、市内4駅での街頭啓発や関係機関等の職員への研修を実施した。また協議について専門的見地から助言・指導を受けるため、スーパーバイザーを配置した。		・相談業務の実施：子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を行い、児童の福祉の向上を図る。 ・要保護児童対策地域協議会の運営：児童虐待の防止等のため、関係機関等と意見・情報の交換及び支援内容の協議を行い連携強化を図るとともに、市内4駅での街頭啓発や関係機関等の職員への研修を実施する。協議について専門的見地から助言・指導を受けるため、スーパーバイザーを配置する。	第2期子ども・子育て支援事業計画
49		障害福祉課	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行う。また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を図る。	虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行った。また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を実施した。		虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行う。また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を図る。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
50		高齢介護室	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	高齢者虐待防止に向けたネットワーク会議を開催し、関係機関の連携や情報共有を図る。また、困難事例等について、弁護士及び社会福祉士から専門的助言を受け、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する取組を適切に実施する。	高齢者虐待対応専門部会では弁護士及び社会福祉士を招いたケース検討会議を開催し、ケースへの助言及び関係者との情報共有を行った。また、ネットワーク会議では、事例をもとに関係機関との意見交換を行い、情報共有を行った。		高齢者虐待防止に向けたネットワーク会議を開催し、関係機関の連携や情報共有を図る。また、困難事例等について、弁護士及び社会福祉士から専門的助言を受け、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する取組を適切に実施する。	高齢者保健福祉計画
51		監察課	子どものいじめ防止対策の推進	いじめ問題対策連絡協議会による関係機関等との連携を始め、毎月全児童・生徒に配布するいじめ通報促進チラシによる積極的な情報収集及びいじめの抑止を図るとともに、いじめゼロに向け、被害者、加害者、保護者等に介入し早期にいじめの解決を図る行政的アプローチの更なる実効性を高める。	いじめの防止等に関する機関及び団体との連携強化を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を開催した。 【開催日】 ・第1回 令和5年8月2日 ・第2回 令和6年2月7日 いじめに関する情報収集を始め、いじめの早期発見及びいじめの抑止を図るため、市立小中学校の全児童・生徒に対し、毎月、いじめ通報促進チラシを配布した。 【配布実績】（令和6年3月1日現在） ・いじめ通報促進チラシ（児童・生徒用） 令和5年4月から令和6年2月までの間、毎月1回配布 ・いじめ防止啓発チラシ（保護者用） 令和5年7月、令和6年1月に配布 【通報件数】（令和6年3月1日現在） ・41件	○継続	児童等の命と尊厳を守るため、市長部局がいじめの初期段階から積極的にいじめ事案に関与する「行政的アプローチ」、被害者の告訴・訴訟等の法的な手続を支援する「法的アプローチ」及び学校で児童等の見守り等を行う「教育的アプローチ」によって、いじめゼロを目指す。 また、引き続き、いじめ問題対策連絡協議会による関係機関等との連携するとともに、いじめゼロに向けた情報収集、いじめに関する通報・相談の促進及びいじめの抑止を図るため、「攻めの情報収集」として市立小中学校の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを、保護者にいじめ防止啓発チラシを配布し、行政的アプローチの更なる実効性を高める。	
52	2 権利擁護の推進 (2) 成年後見制度の利用促進	福祉総務課	権利擁護の機能の構築	関係課等が行う権利擁護の取組状況を把握する。	高齢介護室、障害福祉課と中核機関の設置に向けて協議を行った。		関係課等が行う権利擁護の取組状況を把握する。	
54		高齢介護室	成年後見制度による支援の推進	判断能力が不十分かつ親族等がない認知症高齢者等の権利擁護を図るため、市が家庭裁判所に申立てを行い、成年後見制度の利用を支援する。また地域包括支援センターの取組を通じて、成年後見制度の利用促進を図る。	「成年後見制度利用支援事業」の利用促進を図るため、ホームページでの掲載及び地域包括支援センター等での周知も行った。 また、ケアマネジャーや病院の相談員などの関係機関からの相談に対しても成年後見制度の案内を随時実施し、その中で判断能力が不十分かつ親族等がない、いわゆる本人申立てが難しい場合は、市長申立ての制度についても情報提供を実施した。高齢者支援を実施するなかで高齢者虐待やセルフネグレクトなど、高齢者の権利が侵害されている場合などにも成年後見制度を積極的に活用してもらうことで利用促進を行った。 その結果、関係者等からの相談件数は増加となり、成年後見制度そのものの周知が図られている。		判断能力が不十分かつ親族等がない認知症高齢者等の権利擁護を図るため、市が家庭裁判所に申立てを行い、成年後見制度の利用を支援する。また地域包括支援センターの取組を通じて、成年後見制度の利用促進を図る。	高齢者保健福祉計画
55		社会福祉協議会	日常生活自立支援事業の実施	精神障害、知的障害、認知症等により判断能力に不安のある人への福祉サービスの利用援助や、金銭管理等の支援の充実を図るとともに、サービス利用までの待機者の解消に向けた取組みを行う。	日常生活自立支援事業では判断能力に不安のある人の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理支援を行うもので、日常生活の安定に努めている。成年後見等の申立てが必要と思われる人はかかる対応に関係機関と連携している。		精神障害、知的障害、認知症等により判断能力に不安のある人への福祉サービスの利用援助や、金銭管理等の支援の充実を図るとともに、サービス利用までの待機者の解消に向けた取組みを行う。	
56	3 地域福祉を担う多様な人づくり (1) 地域づくりにつながる人づくり	企画三課	携帯端末用アプリケーションの運用	・市公式アプリ「もっと寝屋川」のプッシュ通知を活用し、市政情報等の情報発信を随時行う。 ・より多くの市民に情報を届けるため、PRチラシの配布等を行い、市公式アプリの利用促進を図る。 ・市公式アプリの利用促進及び高齢者のデジタルデバйд解消を目的に、シルバー世代（65歳以上）を対象としたスマートフォン教室を開催する。	・市公式アプリ「もっと寝屋川」のプッシュ通知を活用し、市政情報等の情報発信を随時行った。 ・より多くの市民に情報を届けるため、PRチラシの配布等を行い、市公式アプリの利用促進を図った。 ・市公式アプリの利用促進及び高齢者のデジタルデバйд解消を目的に、シルバー世代（65歳以上）を対象としたスマートフォン教室を開催した。	△縮小	・市公式アプリ「もっと寝屋川」のプッシュ通知を活用し、市政情報等の情報発信を随時行う。 ・より多くの市民に情報を届けるため、PRチラシの配布等を行い、市公式アプリの利用促進を図る。	
57		市民活動振興室	更生保護団体への支援	更生保護三団体が取り組む「社会を明るくする運動」の周知啓発などの活動支援や、更生保護サポートセンターの運営支援、更生保護団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組む。	更生保護三団体が市内4駅で行った「社会を明るくする運動」の周知啓発などの活動支援をはじめ、更生保護サポートセンターの運営支援、更生保護団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居支援機関との連携強化に取り組んだ。		更生保護三団体が取り組む「社会を明るくする運動」の周知啓発などの活動支援や、更生保護サポートセンターの運営支援、更生保護団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組む。	
58		子育て支援課 子育てリフレッシュ館	子育て情報の配信	メールねやがわ配信サービス「子育て情報」のカテゴリ及び市公式アプリの登録や、LINE等のSNSの活用を推進することにより、子育て情報の配信の充実を図る。	子育てリフレッシュ館公式LINEアカウント配信実績 令和5年度（令和6年1月末現在） 配信回数 19回 延べ登録者数 13,650人		メールねやがわ配信サービス「子育て情報」のカテゴリ及び市公式アプリの登録や、LINE等のSNSの活用を推進することにより、子育て情報の配信の充実を図る。	
60		社会福祉協議会	地域福祉活動や各種ボランティア活動の新たな担い手を養成	各種講座・研修等を実施し、市民に対して地域福祉活動、ボランティア活動の理解と意識の高揚を図る。また、災害ボランティア活動に参加・協力する人を対象に登録を行う。	小学生・中学生・保護者・高齢者までを対象とした各ボランティア講座に取り組み、機関紙「虹」、SNS、ボランティアセンター通信を発行し、周知啓発に取り組んだ。 災害支援ボランティアとして、個人19人、2団体を登録している。		各種講座・研修等を実施し、市民に対して地域福祉活動、ボランティア活動の理解と意識の高揚を図る。また、災害ボランティア活動に参加・協力する人を対象に登録を行う。	
61		企画三課	ホームページの閲覧支援	・日本語を読むことができない市在住の外国人に市政情報を届けるため、市ホームページの翻訳機能を10言語に対応するとともに、広報ねやがわを始めとした市発行の刊行物をWeb上にて日本語を含めた10言語で閲覧できる「多言語デジタルブック閲覧サービス」を活用し、随時更新を行う。 ・市ホームページについて、誰もが必要とする情報を容易に閲覧することができ、分かりやすいものとするため、文章の読み上げや漢字にふりがなを付けることができる閲覧支援機能「やさしいブラウザ」を活用するとともに、アクセシビリティに配慮した内容となるよう、各課に研修等を行う。	・日本語を読むことができない市在住の外国人に市政情報を届けるため、市ホームページの翻訳機能を10言語に対応するとともに、広報ねやがわを始めとした市発行の刊行物をWeb上にて日本語を含めた10言語で閲覧できる「多言語デジタルブック閲覧サービス」を活用し、随時更新を行った。 ・市ホームページについて、誰もが必要とする情報を容易に閲覧することができ、分かりやすいものとするため、文章の読み上げや漢字にふりがなを付けることができる閲覧支援機能「やさしいブラウザ」を活用するとともに、アクセシビリティに配慮した内容となるよう、各課に研修等を行った。		・日本語を読むことができない市在住の外国人に市政情報を届けるため、市ホームページの翻訳機能を10言語に対応するとともに、広報ねやがわを始めとした市発行の刊行物をWeb上にて日本語を含めた10言語で閲覧できる「多言語デジタルブック閲覧サービス」を活用し、随時更新を行う。 ・市ホームページについて、誰もが必要とする情報を容易に閲覧することができ、分かりやすいものとするため、文章の読み上げや漢字にふりがなを付けることができる閲覧支援機能「やさしいブラウザ」を活用するとともに、アクセシビリティに配慮した内容となるよう、各課に研修等を行う。	

No.	施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	事業区分	取組内容	進捗管理を行う計画
62	3 地域福祉を担う多様な人づくり (1) 地域づくりにつながる人づくり	社会福祉協議会	ボランティア活動の需給調整	ボランティア活動に関する依頼や活動希望者・団体等の需給調整を行う。	ボランティア活動支援事業として、ボランティア活動の参加希望、受入希望の相談対応を行った。ボランティア相談員連絡会を概ね月1回行い、相談活動における情報共有、課題検討を行った。		ボランティア活動に関する依頼や活動希望者・団体等の需給調整を行う。	
63		高齢介護室	ボランティア養成研修	高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るため、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につなげるボランティア養成研修を実施する。	高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るため、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につなげるボランティア養成研修を実施した。		高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るため、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につなげるボランティア養成研修を実施する。	高齢者保健福祉計画
64		福祉総務課	民生委員・児童委員活動の支援	民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員児童委員協議会に対し、負担金及び補助金を交付する。	民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員児童委員協議会に対し、負担金及び補助金を交付した。		民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員児童委員協議会に対し、負担金及び補助金を交付する。	
65		社会福祉協議会	学校・地域などでの福祉に関する学習や話合いの機会の充実	・小中学校での福祉学習において、ボランティアグループ、当事者、校区福祉委員会による、高齢者・障害者等の体験の講話等を行う。 ・校区担当職員が校区の会議、研修等で地域の福祉課題についての話し合いを進め、啓発を行う。 ・福祉教育の在り方について、地域住民、関係機関と検討する場を設ける。	福祉学習説明会を実施し、校区福祉委員、小中学校等の関係機関に福祉教育の在り方について説明し、参加者同士の意見交換を実施した。小中高等学校へ、福祉学習の手引きを配布した。車イスの体験学習など、ボランティアグループや障害のある当事者、校区福祉委員などによる小中学校への福祉学習支援を実施した。		・小中学校での福祉学習において、ボランティアグループ、当事者、校区福祉委員会による、高齢者・障害者等の体験の講話等を行う。 ・校区担当職員が校区の会議、研修等で地域の福祉課題についての話し合いを進め、啓発を行う。 ・福祉教育の在り方について、地域住民、関係機関と検討する場を設ける。	
65-2		社会福祉協議会	社会福祉法人のネットワークづくり	社会福祉法人（高齢・障害・児童）が連携・協働し、さまざまな地域福祉課題に取組み、地域福祉の向上を目指す「地域貢献委員会」の支援を行う。	市内46法人が社会貢献活動を行う地域貢献委員会では、災害対応と地域とのつながりを日常業務で配慮している。また、R5年度から地域貢献委員会活動としてフードドライブ活動を開始した。		社会福祉法人（高齢・障害・児童）が連携・協働し、さまざまな地域福祉課題に取組み、地域福祉の向上を目指す「地域貢献委員会」の支援を行う。	
66		社会福祉協議会	担い手のネットワークの充実	登録ボランティアグループ連絡会を開催し、ボランティアグループ間のネットワークを構築する（年4回）。	登録ボランティアグループ連絡会を開催した。幹事市として河北ブロック交流会に向けての検討及び実施し、他市ボランティアグループとの情報交換など交流の場づくりを行った。		登録ボランティアグループ連絡会を開催し、ボランティアグループ間のネットワークを構築する（年4回）。	
67		障害福祉課	担い手を増やしていくための学習機会の充実	・手話奉仕員養成講座（入門・基礎、通訳コース）を実施する。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施する。	・手話奉仕員養成講座（入門・基礎、通訳コース）を実施した。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施した。		・手話奉仕員養成講座（入門・基礎、通訳コース）を実施する。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施する。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
68		企画三課	点字・声の広報発行事業の実施	目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、引き続き声の広報・点字広報を作成し、希望者や図書館等の施設に配付するとともに、声の広報（音声版）を市ホームページで聴けるよう公開する。	目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、引き続き声の広報・点字広報を作成し、希望者や図書館等の施設に配付するとともに、声の広報（音声版）を市ホームページで聴けるよう公開した。		目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、引き続き声の広報・点字広報を作成し、希望者や図書館等の施設に配付するとともに、声の広報（音声版）を市ホームページで聴けるよう公開する。	
69		高齢介護室	認知症サポーター養成講座	認知症になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域を構築するため、認知症の人及びその家族の応援者となる認知症サポーターの養成講座等を実施する。	高齢者の個別課題を明確化し、指導することで介護予防をより一層効果的に推進するため、リハビリテーション専門職を高齢者の自宅に派遣し、訪問指導を実施した。		認知症になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域を構築するため、認知症の人及びその家族の応援者となる認知症サポーターの養成講座等を実施する。	高齢者保健福祉計画
70		教育指導課	福祉の心を育む学習の実施	各小中学校において、様々な組織、団体、事業所の協力の下、道徳や総合的な学習の時間を中心に、調べ学習、疑似体験活動等の福祉の心を育む学習を実施する。	各学校の実態に応じて、関係機関と連携を図りながら、高齢者疑似体験やアイマスク体験、車椅子体験、点字学習などの学習活動を総合的な学習の時間を中心に実施した。	○継続	引き続き、関係機関と連携を図りながら、各学校の実態に応じて総合的な学習の時間を中心に、体験学習のみならず、福祉の考え方への理解も含めた学習を取り組む。	
71		障害福祉課	様々なメディアや場を活用した情報の発信	必要な情報は、窓口での配架をはじめ、ホームページへの掲載など、様々な手法を活用して情報発信する。	必要な情報は、窓口での配架をはじめ、ホームページへの掲載など、様々な手法を活用して情報発信した。		必要な情報は、窓口での配架をはじめ、ホームページへの掲載など、様々な手法を活用して情報発信する。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
72-2	3 地域福祉を担う多様な人づくり (2) 教育・保育人材の確保	青少年課	青少年の居場所づくり事業	市内在住・在学・在職の青少年が年齢等の枠を越えて集える青少年の居場所「ハピネス」を「スマイル」に統合し、引き続き、青少年の交流を促進する。	青少年が気軽に立ち寄り、悩み等をスタッフに相談し、利用者同士で交流できる居場所を提供することができた。 延利用者数（令和6年3月1日時点） スマイル：19,039人	○継続	市内在住・在学・在職の青少年が年齢等の枠を越えて集える青少年の居場所「スマイル」を開室し、青少年の交流を促進する。	
73		保育課	潜在保育士就職促進事業の実施（待機児童ZEROプランR）	保育士資格取得者で保育所等に就労していない潜在保育士の就労を促進するため、民間保育所等に就労した潜在保育士に補助を行う。	保育士資格取得者で保育所等に就労していない潜在保育士の就労を促進するため、民間保育所等に就労した潜在保育士に補助を行った。	×廃止		第六次寝屋川市総合計画実施計画
74		保育課	ねやがわ保育セミナーの開催（エージェンシー型教育Act1プラン）	保育士等が働きやすい環境を整備するため、市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを実施する。	保育士等が働きやすい環境を整備するため、市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを実施した。		保育士等が働きやすい環境を整備するため、市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
75		保育課	保育士広域募集支援事業補助事業の実施（待機児童ZEROプランR）	市内で民間保育所等を運営する事業者による北河内七市を超える広域を対象とした保育士求人広告の掲載、就職説明会等への参加に対し支援する。	市内で民間保育所等を運営する事業者による北河内七市を超える広域を対象とした保育士求人広告の掲載、就職説明会等への参加に対し支援した。	×廃止		第六次寝屋川市総合計画実施計画
76		保育課	保育士試験受験料支援事業の実施（待機児童ZEROプランR）	新たに資格を取得した保育士が民間保育所等に就労した際に、保育士試験の受験料を支援する。	新たに資格を取得した保育士が民間保育所等に就労した際に、保育士試験の受験料を支援した。	×廃止		第六次寝屋川市総合計画実施計画
77		保育課	保育士宿舍借り上げ支援事業の実施（待機児童ZEROプランR6）	保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を期間限定で実施する。	保育士の確保及び職場への定着を図るため、保育士の宿舍借り上げ支援事業を期間限定で実施した。	○継続	保育士の確保及び職場への定着を図るため、保育士の宿舍借り上げ支援事業を期間限定で実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
78		保育課	保育士処遇改善事業の実施（待機児童ZEROプランR6）	保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を期間限定で実施する。	保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を期間限定で実施した。		保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を期間限定で実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画

No.	施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	事業区分	取組内容	進捗管理を行う計画
78-2	3 地域福祉を担う多様な人づくり (2) 教育・保育人材の確保	保育課	保育補助者雇上強化事業の実施 (エージェンシー型教育Act1プラン)			◎新規	保育士の業務負担を軽減し、より良い保育の実施と保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、民間保育所等が保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用の補助を行う。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
79-2		青少年課	青少年の相談窓口	青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える家族に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぐことを目的に「青少年の相談窓口」を開設し、次世代を担う青少年の健全育成を推進する。	支援が必要な事例について、適切な専門部署につなぐことができた。 相談件数：26件 (内訳：不登校 8件、生活環境 8件、その他 10件)		青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える家族に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぐことを目的に「青少年の相談窓口」を開設し、次世代を担う青少年の健全育成を推進する。	子ども・子育て支援事業計画
80		保育課	保育士バンク事業の実施 (待機児童ZEROプランR6)	・就業のための保育士研修を実施(4回)する。 ・保育所現場における実習を実施する。 ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行う。	・就業のための保育士研修を実施(4回)した。 ・保育所現場における実習を実施した。 ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行った。		・就業のための保育士研修を実施(4回)する。 ・保育所現場における実習を実施する。 ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行う。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
81	4 生活と福祉を支える基盤強化 (1) 社会福祉協議会に対する活動支援	福祉総務課	社会福祉協議会への活動支援	寝屋川市社会福祉協議会が行う事業に対し、補助金を交付することにより、地域福祉の推進を図る。	寝屋川市社会福祉協議会が行う事業に対し、補助金を交付した。		寝屋川市社会福祉協議会が行う事業に対し、補助金を交付することにより、地域福祉の推進を図る。	
82	4 生活と福祉を支える基盤強化 (2) 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり	保健総務課	食環境づくり等の推進	市内の飲食店等に対して、大阪ヘルシー外食推進協議会の「うちのお店も健康づくり応援団の店」事業を推進する。	市内の飲食店等における健康に配慮された食事の提供を推進した。		市内の飲食店等に対して、大阪ヘルシー外食推進協議会の「うちのお店も健康づくり応援団の店」事業を推進する。	
82-1		保健総務課	自殺対策	地域や身近な人の見守りを増やすことを目的としたゲートキーパー養成研修の開催や、相談先リーフレットの作成・配架を行い、自殺予防啓発を行う。	市民や民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー養成研修の実施、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせたパネル展示、SNSでの情報発信など、啓発活動を実施した。		地域や身近な人の見守りを増やすことを目的としたゲートキーパー養成研修の開催や、相談先リーフレットの作成・配架を行い、自殺予防啓発を行う。	
83		障害福祉課	福祉有償運送サービスの実施	地域のボランティアの協力の下、福祉車両3台を用い、障害者等の移動を支援する移送サービス事業を実施する。	単独では外出が困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行った。		地域のボランティアの協力の下、福祉車両3台を用い、障害者等の移動を支援する移送サービス事業を実施する。	障害福祉計画(第6期)及び障害児福祉計画(第2期)
84		障害福祉課	移動支援事業の実施	単独では外出が困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行う。	単独では外出が困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行った。		単独では外出が困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行う。	障害福祉計画(第6期)及び障害児福祉計画(第2期)
85		社会教育課	まちのせんせい活用事業の実施	生涯学習の場を幅広く提供するため、派遣体験講座等を実施し、「ねやがわ生涯学習あんない 講座・イベント/講師案内編」、市ホームページに活動状況を掲載するなど、市民へ事業の周知・啓発を図る。	まちのせんせい体験講座として、エスポアール、学び館、市内各コミセンで開催、187名参加。自治会、市内学校園等で25件の派遣依頼があった。(R6.2月時点)		生涯学習の場を幅広く提供するため、派遣体験講座等を実施し、「ねやがわ生涯学習あんない 講座・イベント/講師案内編」、市ホームページに活動状況を掲載するなど、市民へ事業の周知・啓発を図る。	
86		高齢介護室	地域リハビリテーション活動の支援	高齢者の個別課題を明確化し、指導することで介護予防をより一層効果的に推進するため、リハビリテーション専門職を高齢者の自宅に派遣し、訪問指導を実施する。	高齢者の個別課題を明確化し、指導することで介護予防をより一層効果的に推進するため、リハビリテーション専門職を高齢者の自宅に派遣し、訪問指導を実施した。		高齢者の個別課題を明確化し、指導することで介護予防をより一層効果的に推進するため、リハビリテーション専門職を高齢者の自宅に派遣し、訪問指導を実施する。	高齢者保健福祉計画
87		高齢介護室	介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)の実施	高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施するとともに、地域の実状を踏まえた事業展開を検討する。	高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施した。		高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施するとともに、地域の実状を踏まえた事業展開を検討する。	高齢者保健福祉計画
88		高齢介護室	元気アップ介護予防ポイント事業の推進	高齢者、障害者等の受入施設で活動を行う高齢者に対し、金銭に転換可能なポイントを付与することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進する。	サポーター養成研修を年4回開催した。実力向上研修、施設情報交換会、登録サポーター交流会を実施し、登録サポーターを支援した。登録サポーターに対し、ポイント転換交付金を交付した。		高齢者、障害者等の受入施設で活動を行う高齢者に対し、金銭に転換可能なポイントを付与することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進する。	高齢者保健福祉計画
89		高齢介護室	介護予防普及啓発事業(介護予防教室・イベント)	介護予防教室や測定会の開催により、介護予防の普及啓発を図る。	運動器の機能向上プログラム、みんなで介護予防教室、介護予防イベントを実施することで介護予防の普及啓発を図り、また認知症の早期発見・早期治療を促すために脳力測定会や認知症予防講座を実施した。		介護予防教室や測定会の開催により、介護予防の普及啓発を図る。	高齢者保健福祉計画
90		高齢介護室	地域介護予防活動支援事業(元気アップ体操サポーター養成講座、自主活動支援、通いの場介護予防活動支援補助)	元気アップ体操サポーターの養成、活動支援を行うことにより、介護予防の場の支援を推進する。	元気アップ体操サポーター養成講座を年2回開催し、自主活動支援事業で元気アップ体操の活動やサポーターの活動を支援した。		元気アップ体操サポーターを養成すると共に、補助金の交付により、住民主体の通いの場等の活動を支援する。	高齢者保健福祉計画
91		高齢介護室	福祉有償運送サービスの実施	地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。	地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施した。		地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。	高齢者保健福祉計画
92		交通政策課	乗合い事業	これまでの「ねやがわ乗合いワゴン事業」を見直し、タクシーを利用した形式にリニューアルするとともに、エリアを拡大し実施する。	(令和6年1月末現在) 成田地区 7,684人、仁和寺地区 3,109人、河北地区 462人		これまでの「ねやがわ乗合いワゴン事業」を見直し、タクシーを利用した形式にリニューアルするとともに、エリアを拡大し実施する。	寝屋川市地域公共交通網形成計画
93		交通政策課	バス利用促進事業	シルバー世代(70歳以上)、妊婦及び障害者にバス利用券(1冊・10枚綴り)を配布し、230円区間であればバス利用券と現金100円(障害者50円)で利用できる。	(令和6年1月末現在) シルバー世代(70歳以上)及び妊婦 411,235枚、障害者 61,917人		シルバー世代(70歳以上)、妊婦及び障害者にバス利用券(1冊・10枚綴り)を配布し、230円区間であればバス利用券と現金100円(障害者50円)で利用できる。	寝屋川市地域公共交通網形成計画
94		社会福祉協議会	移送サービス、外出援助サービスの充実	活動に携わるボランティアの増員に向けた取組を検討・実施し、移送サービス、外出援助サービスの充実を図る。	運転ボランティアだけでなく、事務、介助ボランティアの増員に向け、機関紙『虹』、SNS、校区福祉委員会など地縁型組織との連携のもと、広報啓発活動に取り組んだ。現任者研修や交流会、運営委員会による課題検討のほか、運転ボランティアの情報交換会を実施。また、活動の環境改善・負担軽減として、行政所管課の協力のもと交通費相当の実費弁償費を予算計上しボランティアへ支給した。		活動に携わるボランティアの増員に向けた取組を検討・実施し、移送サービス、外出援助サービスの充実を図る。	

No.	施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	事業区分	取組内容	進捗管理を行う計画
95	4 生活と福祉を支える基盤強化 (2) 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり	健康づくり推進課	健康意識の啓発	すこやかサポートブックを作成し、公共施設等で配布するとともに市ホームページ、市公式アプリに掲載することで、各種健康増進事業と健康づくりの取組を周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・主に成人において、各年代に応じた健康づくりが実践できるよう、保健事業の周知と健康づくりの啓発を行い、市民の健康づくりを促進するとともに健康診査等の受診率の向上を図るため、各種健(検)診、予防接種の受け方や内容、健康教室や各種健康づくり事業の案内などを掲載したすこやかサポートブックを市内公共施設等において10,000部配布した。 ・養護教諭部会において、たばこ対策に関する情報提供を行い、未成年者の喫煙防止を図った。 ・世界禁煙デーに合わせて市内の高校、私立大学、病院、庁内等関係機関へポスターの掲示を依頼し、周知啓発した。 ・大阪公立大学工業高等専門学校からの依頼により高校3年生200人、高校2年生2年生133人、教員10人に喫煙防止教育を実施した(計343人)。 ・大阪電気通信大学(35人)、摂南大学(55人)の健康フェアで、ハイ・チェッカーを用いて肺年齢を測定し、禁煙に関する情報提供や健康相談、保健指導を実施した。 		すこやかサポートブックを作成し、公共施設等で配布するとともに市ホームページ、市公式アプリに掲載することで、各種健康増進事業と健康づくりの取組を周知する。	
96		健康づくり推進課	特定健診、保健指導事業の実施	40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行う。また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげる。	40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行った。また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげた。		40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行う。また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげる。	
97		健康づくり推進課	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施	75歳以上の後期高齢者に対し、通いの場等でのフレイルの啓発と予防の取組等を行い、医療の受診歴や後期高齢者医療健診の結果等からハイリスク者と見られる人には、個別支援を行うことで、保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。	75歳以上の後期高齢者に対し、重症化予防のための個別的支援を行うとともに、通いの場等でのフレイルの啓発と予防の取組等を行い、ハイリスクアプローチとボリュレーションアプローチの両面から保健事業を実施した。また、地域の支援者に対して事業説明を行い、フレイルの啓発について協力を求めた。		75歳以上の後期高齢者に対し、通いの場等でのフレイルの啓発と予防の取組等を行い、医療の受診歴や後期高齢者医療健診の結果等からハイリスク者と見られる人には、個別支援を行うことで、保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。	
98	4 生活と福祉を支える基盤強化 (3) 福祉サービスの質の確保に向けた法人等への指導及び監査	指導監査課	社会福祉法人等への指導監査	社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導及び監査等を行う。	令和5年度については、社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、以下のとおり指導や監査を実施した(令和5年度2月末時点)。 (指導) 社会福祉法人11件、保育所6件、認定こども園7件、事業所内保育事業所1件、指定居宅サービス事業者等19件、指定障害福祉サービス事業者等36件 計80件 (監査) 指定居宅サービス事業者等0件、指定障害福祉サービス事業者等4件 計4件		社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導及び監査等を行う。	